

資料

信州製糸業における

「マニユファクチュア」の成立

近 藤 晃

は し が き

本論に入るに先立って、先ず次の二点について豫めお断りしておかなければならない。第一に、以下に論述される小論は、筆者が立教大學經濟學部在學中その一隅に加えていただいた「資本主義發達史研究ゼミナール」に對して、昭和廿六年三月いわば卒業論文の形で提出された報告書に、若干の補正および削除を施したものである。右のゼミナールにおいては、松田智雄教授の峻烈な、しかも愛情に満ちた御指導の下に、東西各國における資本主義の發達をめぐって熱心な論議が交わされていたし、今日もなお、その諸成果は新しい人々の手に繼承され展開されつつある。従つて本稿は、こういつた學問的雰囲気の中に育成されたものの一部である。と同時に亦、素材としての諸史料は、限られた時間を利用して集められたため、量・質共に甚し

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

く制限されざるをえなかつた。特に原史料に接することができなかった筆者の能力上の制約は大きく、その殆んどすべては郷土史書に集録されたものうちから抜き出されたものである。このような制限のもとにありながら、とも角も一應の形をなすに足る程の史料が入手できたのは、惜しみなく協力を寄せられた多くの人々に負う所まことに大なるものがあつたからである。就中、長野勞政事務所長瀧澤歳次氏、小縣郡神科中學校長柳澤勝氏、上伊那郡中箕輪中學校笠原政市氏、および同學の東城直徳君と御兩親並びに令兄郁郎氏、これらの方々からは過分の御配慮を頂いた。ここにこのことを明記して、以つて感謝の意を表したい。

一 基礎的視點

我々が資本主義發達史を研究對象として取り扱うに際して、豫め次のことが明確に意識されていなければならない。すなわち資本主義社會の實態であるべき「資本」は、特殊近代的な範疇であつて、それは商品・貨幣經濟一般の歴史と共に與えられるものでは決してないということである。前期的諸社會において蓄積された貨幣は、何時でも、また如何なる場所においても資本に轉化するわけではないのであつて、それは所與の社會における勞働の生産性が、或いは勞働主體が、一定の段階にまで發展したとき、従つてまた商品經濟が「勞働力」をも商品化する程までに發展——一般化した時にのみ、始めて資本に轉化される

るのである。こうした資本主義の發達、言い換えれば資本關係創出の歴史は、世界的にみて、二様の形態をとって現われるのであり、このことは既にマルクスによって古典的な記述が與えられているのであるが、彼によって示された『現實に革命的な』資本主義の本來的に自生的發展経路において、主體として登場する『生産者』は、まぎれもなく封建社會の胎内において發達した勞働生産性を體現するところの『生産者』である。この點に關しては、本邦における歐洲經濟史研究のすぐれた諸業績はまことに暗示的である。例えば大塚久雄博士は「二つの道」に關する問題を提起されながら次のように言われる。『この「生産者」は歴史的に見れば封建社會の基礎過程の裡から向上して來る所謂中産的生產者——農民および小市民——層に屬する人々にほかならない』のであって、彼等が産業資本家に轉化する爲の前提條件として『彼等のもとに、あらかじめ、或る程度の富が、而も貨幣形態をとって蓄積されていることが不可欠である』とされる。このように、博士によって指摘された、「生産者」の手もとに蓄積されてくる「貨幣形態をとった富」すなわち『民富』(Commonweal, Volkereichtum)の形成が、資本制生産の自主的展開の歴史的な起點として考えられねばならぬ。

(註一)『封建的生產様式からの移行は二重の仕方で行われる。生産者が商人および資本家となつて、農業的自然經濟に對立し、また、中世的都市工業の同職組合的手工業(zünftige

gebundene Handwerk der mittelalterlichen städtischen Industrie)に對立する。これは現實的に革命的な途である。さもなければ、商人が生産を直接的に支配する。後者の途が歴史的にはどんなに移行として作用するとしても、この途は、それ自體としては(an und für sich)、舊生産様式の變革をもたらすことは殆んどなく、むしろ、舊生産様式を保存し、自己の前提として維持するのである』(『資本論』第三卷第二十章、インステイトワート版第三卷三六六—三六七頁、長谷部譯七〇〇頁。以下邦文は長谷部譯による——傍點引用者)。

(註二) 大塚久雄『近代化の歴史的起點』三頁。

この歴史的過程は英國のそれの中に古典的形態を求めることができる。イングランドでは既に十二・三世紀頃までに農奴制——勞働地代が解消し所謂金納化(Commutation)が行われ、「小農民經濟」(Kleine Bauernwirtschaft)の一般的形成が進行する。そしてこの一連の過程のうちから、かの近代英國の母胎ともなるべき「獨立自營農民」(unabhängiger selbstwirtschaftender Bauer)——「富裕なモーン」(substantial yeoman)が産み出されていくのであるが、この歴史過程の背後にあるものは、小農民經濟における勞働生産性の昂揚を基軸とする【地代の相對的低下↓封建的土地所有の崩壊↓民富の形成】という發展構造であることを知らねばならない。(註三)一般的にいつて封建社會は「小農民經營」を基軸として、その上に封建

的土地所有が地代收取體系を媒介として聳立するといふ基礎構造をもつ。その故に、「民富」として農民の手もとに蓄積される貨幣は、農民の總生産物のうち、地代を支拂ひ且つ自らの必要部分を控除したそのあとで、さらに残留する「剰餘分」を商品として販賣することによってのみはじめて獲得されるべきものである。^(註四)したがって封建地代が農民の全剰餘部分を吸収しえないまでに崩壊することを、そして主體的には所與の小農民經濟において地代水準を凌駕するほどに労働生産性の向上が行われていることを、豫め前提としてゐる。^(註五)

(註三・五) 高橋幸八郎『近代資本主義の成立』序説、及び『市民革命の構造』参照。

(註四) 『資本論』第三卷四十七章の(四)参照。

こう理解してくるならば、「民富」の形成は、封建的土地所有の崩壊、そして「小農民經營の『小商品生産』への主體的轉化(小ブルジョア化)」という歴史的過程の集約的表現として、極めて動態的に把握することができる。資本主義の自生的發展の起動たる民富形成の歴史は、従つてそれ自體直接生産者の封建的諸關係に對する抗争の歴史であり、そしてこの「民富」の解體——「農民層の分解」の進展の中からやがて自生的マニユファクチュア——工業面においては——が分出され、封建社會の全面的崩壊が行われ、従つてまた資本主義は、本來的に且つ國民的規模において誕生してくるのである。言い換えるならば、資本關係は、直接生産者と生産手段の所有者との直接的統一の上に築かれた

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

《Volksreichum》のうちに自律的に培われ、その生産力の發展が自らを否定する段階にまでに向上したときに、はじめて内の必然性において創出されるのである。この意味において、まさしく「發達した小商品生産」——「民富」は資本制生産のための培養土、《eine Pflanzschule》としてあらわれる。

このようにして資本關係の創出が、自主的に『現實に革命的な経路』をとつて發展する過程を考へるならば、いわばその對抗的方向である『商人が生産を支配する』経路への展望も同時に與えられるだろう。即ちこの後者の場合には、封建社會の胎内における労働生産性が、少くとも固定化した高率地代を相對的低下に導くほどにまで向上しておらず、したがつて「民富」の形成度も弱く、その故にまた、生産方法の歴史的推轉のエネルギーは、『商人』の手によって、ヨリ、強力に與えられる。ここに現われる『商人』は、いうまでもなく「領主權」への依存性を本來的に内包し、市場の孤立性と前期的「獨占」——ツツノフトの規制とを自己の存立の前提とする、『前期的商業資本』である。彼等の獲得する貨幣即ち前期的利潤は、生産過程から創出されるものではなく、専ら流通過程から抽出される。したがつてそれは必然的に生産者層の向上——民富(產業利潤の萌芽的形態)の蓄積という一連の過程の進行に對して鋭く對立してくるのである。この點こそ重要である。前期的商人は、小農民經濟の手工業經營を問屋制(Vertagsystem)的に支配し、彼等を市場から隔絶せしめながら、自らの發展の「最高形態」(レ-

ニン)からマニエ的なものへと發展し、結局範疇的に産業資本に轉化するのである。このような仕方では形成される資本主義は、それが歴史の特定の發展段階としての「資本主義」であるにしても、しかもそれは『現實に革命的』に成長した資本主義にみる如く、産業資本が「廣く且つ深く」と言うふう形成されることなく、すぐれて「獨占的」寡頭的」な型において打ち出されてくる。すべての後進諸社會における資本關係創出の歴史を顧慮するならば、こう結論することが出来る。そこには、先行する社會において支配的地位を占めていた人々が、再び、産業資本家として存在するようになり、「資本」の存立の前提として舊來の諸關係が維持され、再編成されていることが見出される。

こう考えてくれば、一國における資本主義發達史を研究するに當つて、そしてまた所與の資本主義の構造的特質「型」の把握を問題にするに際しては、先ず第一に封建社會の胎内における「小商品生産者」の形成度如何に問題の焦點が合わせられねばならぬだろう。そこにおいてはじめて、資本主義の構造的特質が、「小生産者層」と封建的諸勢力との現實の對立「抗爭過程」の歴史的所産(註六)として、きわめてディナーミッシュに、そして我々の場合には我々の實踐的意義において、理解されうるのである。ここに近代社會成立史の全核心が存在する。したがつて以下我々は、こういった問題意識をもつて、特殊日本型マニファクチュア形成過程を、信州製糸業の分析を通じて考えていくつもりである。

(註六) 松田智雄『エンカー經營の成立と「中間層」農民——「プロシヤ型」の進化』『歴史評論』第三卷第一號、特に二一頁) 参照。

二 基柢。「小農民經營」

徳川幕藩體制は、「檢地」および「刀狩り」を契機として成立する「純粹封建的土地所有制」と一應、考えてよいと思ふ。(註一)すなわち、大名「領主權と直接生産者たる農民の「小農民經營」との矛盾・對抗關係の創出が、「本百姓」或いは「帖付百姓」創設政策によって行われ、戰國期の「群雄割據」の全國的統一工作がここに完結されるのである。

(註一) この點については、我が國では、嘗つて『資本論』の中に示されたマルクスの有名な補註『日本は、その土地所有の純粹封建的組織と、その發達せる小農民經營とをもつて、大抵はブルジョア的な偏見のもとに書かれた吾々の歴史書のすべてに較べて、ヨーロッパの中期についての遙かにより忠實な像を提供する。(後略)』(第一卷第二十四章註一九二、インステイトウト版六八四頁)を廻つて烈しく論議が展開された。

この時期においては、農民の經濟は、中世の莊園經濟から解放され、所謂『小農民經濟』(註二)「獨立手工業經營」という形をとつてくるのであるが、我々が、この「小農民經營」の發展を具體的な史料に據つて考察する場合には、歴史的社會的諸條件

に規定された、封建地代とその農民の經營内における生産力とのいわば「緊張 (Spannung) 關係」が、先に前節で提起した問題の解明のための一つのメルクマールとなるだろう。封建社會における何れの階級が、生産者の剩餘生産物を把握するかによって、その後の歴史的発展の方向づけが爲されるといってよこののであるから。

(註二) ここにいう「小農民經營」は「獨立手工業經營」は歴史的な範疇ではなく、『奴隸制度・農奴制度・およびその他の從屬關係の内部にも實存する』(Das Kapital, Bd. I, 24-7, S. 801—Institut) ものであり、そしてまた『一方では封建的生產様式の土臺をなし、他方では該生産様式の解消後に資本制經營とならんで現われるのであるが、それは同時に……最盛期における古典的共同體の經濟的基礎をなす』(ibid. Bd. I, 11 S. 350) とした性質のものである。しかしそれは『分割地農民』(Parzellenbauer) を以つて『最も通例的形態』(die normalste Form) とするものであり、資本制生産は『歴史的には、……農民經濟および獨立の手工業經營——それがツンプトの形態をとると否とにかかわらず——に對立して發展する』(ibid. Bd. I, 11 S. 350)——以上邦譯頁数は、つづれも省略。但し引用文はすべて長谷部譯に據った。

(註三) 以下、具體的諸史料に基き、考察を進めて行こう。
(註三) 前もってお断りしておかなければならないが、こ

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

に利用される諸史料は、信濃地方の各地に分散している。その一は上伊那郡(高遠藩)藤澤村であつて、岡谷を中心とした南信の製糸業の裾野を爲す地方、その二は小縣郡一帯、および南佐久郡であつて、上田を中心とした製糸業を頂點とする地方である。前者は先進地帯、後者は後進地帯である(この點後に若干述べるところがあるが)。したがつてこの兩地方はそれぞれ異つた性格をもつものであり、いろいろと對比され、論じられねばならぬわけであるが、残念ながら史料が量的にも質的にも不備であつて、それを許さない事情にある。こういう次第であるから、右の二地方から得た史料を一括して、信濃地方における「小農民經營」の分析を行うという、すこぶる無理なやり方を敢えてしなければならなかつた。此の點についての充分な御了解をあらかじめ得ておきたい。

指標第一。(地目構成)

元祿三年上伊那郡藤澤郷片倉村地目表

土地品等	面積(畝)	石盛	百分比
鹿畑	2856.27	—	54
上田畑	16.04	12	17
中田畑	196.23	11	
下田畑	427.05	10	
下悪砂	301.13	7	3
悪砂	205.28	4	
上畑	102.23	9	9
中畑	301.17	8	
下畑	93.22	5	12
下砂原	77.12	4	
山畑	59.02	3	
山畑	308.09	3	
屋敷	233.12	1	5
敷	174.19	9	
合計	5419.69		100

〔備考〕 右の表は、上伊那郡郷土史書「藤澤村史」(宮下一郎編著) 二九九頁所載のものである。

この表は元禄三年(一六九〇年)の上伊那郡藤澤片倉村のものであるが、この表を見て先ず目につくことは、「鹿畑(シシバタ)」と稱する石盛のないものが、村全體の五十四%に及ぶ面積を占めている事實である。「鹿畑」とは、場所によっては「立畑(タチバタ)」等ともいうが、山間の急傾斜の耕地に對して檢地を行い、檢地帳に登記したものであつて、一定の石盛は行われない。したがつて一定の地代を定期的に上納することなく、そこからの收穫に應じた物成税を納めることになつてゐる。^(註四)鹿畑とされる耕地は、それ故通常の「本田畑」としての用益にたえない土地であり、これが村の全耕地面積に大きな比重を占めていることは、山村地方の一特徴である。

田についてみるに、「悪地」「砂田」を除いた、石盛七以上の田は、全耕地のわずか十七%に過ぎず、同様に畑の場合にも「砂畑」「山畑」「原畑」等の石盛五未満のものを除外した面積は、僅々九%でしかない。したがつて田畑として本來的に耕作しうる面積は、二十六%にすぎぬ實情である。これに引きかえて、「鹿畑」以下の悪田畑地の面積の合計は、六十九%にも達している。これらの事實からみて、この地方の「小農民經營」の自然的條件が、どれほど劣悪なものであつたかを推定することができる。

(註四) 「藤澤村史」二九九頁参照。

指標第二。〔畜耕役の普及度〕

藤澤郷各村々高・家數・人口・馬一覽表(天保九年)一八三八年五月)

村名	項目	石高	家數	人口	馬數	馬一頭當り石高	馬一頭家數
板町村		三〇〇・六三三	七	三六			
彌勒村		四・三三四	兜	二三			
中條村		二六・三〇七	兜	二五			
中市村		五・三二二	三	一〇			
四日市村		三〇・〇〇四	三	三			
臺村		七・六八八	六	三			
栗田村		二〇・二七七	四	二五			
合計		—	二五	一、三三〇	九	五・九	一・七

〔備考〕 右の表は、「藤澤村史」二八〇頁所載のものを基礎として作製したものである。

此の表によれば、馬數の總計九十九頭——板町村・彌勒村を除く——であり、これを家數に比較すれば、一・七戸に付き一頭、また人口に比べれば七・七人に一頭の割合となり、更に村高との比較においては、五・九石について馬一頭という比率が得られる。したがつて經營規模が高にして六石以上、反別にして——平均定代を八とみて——七・五反歩以上のものにおいて、始めて役畜馬を用いて農作していたものとみられ、經營の過半数(大よそ五十五%以上)が「手の勞働」を投じて耕作していた

(註五) と考えられる。

役畜は「労働手段」としてまた自家肥料補給源として、その農民經濟上に占める地位はまことに大なるものがあり、その牽引する犁(Plug, Plough)の構造とともに、農業労働の技術的水準を知るための重要な指標となるものである。この點、その普及度の析出とともに當然その分散度、すなわち無馬の農民とこれに比較して遙かに有利な地位に立つ畜耕役農民との數量的關係が併せて考察されるべきであるが、遺憾ながらこのための資(史)料を持たないので、この段の記述は、ここで打ち切らねばならない。

(註五) この地方における郷土史書の多くのものは、當時小規模ながら馬市が存在したことを示している。

このことから先の表その他における「馬數」が、純然たる役畜としての馬の數を示していないのではないかも考えられるので、「畜耕役」の普及はヨリ一層内輪に見積られねばならないと思う。

なお、この種の史料として、南佐久郡下小田切村において寶永元年(一七〇四年)に提出された「村明細差出帳」が挙げられる。この中に『一、家數四七 一、人數二百七人、内男百四人、女九拾八人、一、馬數貳拾三匹』とあり、これから人數九人に對して馬一頭、家數二戸に對

して馬一頭という割合が算出され、右の表から得た結果にほぼ近接した數字が得られる(郷土史書「役簞笥より見た下小田切村」十九―二六頁所載)。

(註六) 此の點、レーニンの『ロシアにおける資本主義の發達』第二章、および『十九世紀末ロシアの農業問題』の農民經營の發展傾向に關する項(レーニン選集第一卷(1)所載)におけるゼムストヴォ統計とこれについての彼の所論とが参照されるべきである。

指標第三。(村高の變遷)

藤澤郷檢地古新對照表(元祿七年―一六九四年および天保九年―一八三八年)

村名	村柄	古檢石	新檢(石)		増減	天保九年	
			元祿七年	高田		改高	増減
片倉村	下	一五七	一六七・八八	九六・六〇	+	七・二六	+
御堂垣外村	下	二七五	二〇・三九四	一九・六三	+	九七・八〇	+
臺村	下	一三三	一七三・三三	四・六四	+	二五・〇四	+
四日市村	下	二七	七五・二六	三五・九五	+	三九・六四	+
中條村	中	九二	三〇・〇四	三・七三	+	六・八三	+
中勒村	下	九	一六・八七	三・三三	+	九・七六	+
彌勒村	中	一六〇	四二・七四	六・六四	+	八・九三	+
板町村	中	二三七	三〇・八三	八五・九六	+	三五・八五	+
藤澤十六ヶ村	合	二、四三	二、〇九〇・五四	八九・八三	+	一、三六・六三	+
合計					+	三〇〇・六三	+

〔備考〕 右の表は、元祿七甲戌年三月改の「高遠地方舊記録」より作製したものに若干の補充をした表である（藤澤村史「二七九頁所載」）。

村高は、檢地の方法によっても知られるように、直接に農業總生産物の量を表現するものではない。しかし領主「大名は、出來うる限り多くの貢租を徴集しようとするわけであって、屢々檢地を行つて土地生産力の、或いは租稅負擔力の測定をしてゐる。したがつて檢地によつて算定された「村高」の變遷は、間接にはあるが、本田畑における土地生産力の發達を表示するメルクマールと考えてよいだらうと思ふ。

右の表にあるように、「古檢」^(註七)（一五九〇年代？）における檢地高と元祿七年（一六九四年）・天保九年（一八三八年）での檢地高とを比較すれば、個々の村における村高の増減はまちまちではあるが、藤澤郷全村としてはかえつて減少してゐる。この時期の檢地の場合には、その度量標準が縮小されたわけであり、より多くの貢租を收納せんがため割付反別が増加し、したがつてまた村高も増加こそすれ減少することはない筈である。にもかかわらず、このように減少さえしているという事實は、この地方の農業における生産力が、どれほど「停滞的」であつたかが、ほぼ想像できるわけである。

〔註七〕「古檢」の年代については明確ではないが、通常「古檢」という語は二様に使われる。この言葉ができたのは貞享から元祿にかけて「檢地條目」が定められ、方六尺を一步

としたときからであつて、この時期には元祿以前の方六尺三寸を一步としていた當時の檢地高を意味していた。ところが、その後享保十一年（一七一二年）にいたり、再び「檢地條目」が改められ、方六尺一分を以つて一步として以來、享保以前の檢地を「古檢」と稱し、その後のそれを「新檢」といつて區別するようになった。従つて元祿七年（一六四九年）當時「古檢」という名稱が用いられたとすれば、まず前者の意味に解釋して差支えないものと思ふのである。従つて、ここでは「古檢」なる語が用いられてゐる村高を文祿のものとして解した。

〔註八〕 前の註七を参照のこと。
指標第四。〔經營規模とその變動〕

〔A〕 藤澤郷臺村「百姓持高書上帳」^(註九)による農民經營の規模別分散表——享保八年（一七二三年）

耕作面積	百姓戸數	持高	百姓一戸當り
平均八代と推算した以上	0	5石以上	
63畝以上	2	5~4石	
63~50畝	0	4~3石	
50~38畝	7	3~2石	
38~25畝	8	2~1石	
25~13畝	9	1~0.5石	
13~5畝	10	0.5石以下	
6畝以下	36	計	
17. 15畝	1.4石	持高	百姓一戸當り平均

この表の基礎となつてゐる『享保八癸卯年十月臺村百姓持高

書上帳』には、各經營の持高が刻明に記されているが、それに據れば、右の表にも見られる通り、最高の高持の者が僅か四石でしかなく、平均高一石四斗という極めて零細な經營がみられる。自然條件からの制約が大きい事は信州のような山間の村落の特色であるから、日本封建農業のもつ零細性は、したがってここではより強化されて現われてくる。尤も、ここに表示されている耕作地は、勿論石盛の行われている本田畑のみであって先に指標第一で見たような廣大な「鹿畑」——全耕作地の五十六%を占める——は計算から除かれている。それ故現實に農民が利益する耕地面積は、此の表に示された數字を上廻るものとみて差支えない。

(註九) 「藤澤村史」二二三頁所載。

(註一〇) この豪村は、村品格が下村に屬する村である。下村における石盛は、上田十二代(反當基準收量一石二斗の意味で、これを「定代」という)。これにならって以下八代・十二代・十代等とよばれる)、中田十一代・下田十代・下々田七代・また上畑九代・中畑八代・下畑六代・下々畑四代・屋敷九代となっている。したがって、全耕作地を一應平均八代として計算してみた。なお、この伊那地方では上々村(上々田十六代・上田十五代・中田十四代・下田十三代・下々田十一代)に屬するもの十四ヶ村、上村(十五・十四・十三・十二・十)二十、中村(十四・十三・十二・十一・九)二十七、下村十八、下々村(上田以上な

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

く、以下・七・五・三)七・となつている(藤澤村史二六頁)。

ここに擧げた藤澤村は、伊那谷から東へ三里程入った山間の村であるため、立地條件が非常に悪い所である。これにたいして、比較的條件のよい南佐久の資料を次に検討してみることにしてしよう。

【B】 佐久那下小田切村田畑・宅地反別區分表(註一一)

次頁に掲げる表は、A表に比べて經營規模の分散狀況は詳細にはわからないが、それを動相として捉えている點、興味ある資料である。これによると、本百姓たると無高たるとを問わず、土地を現實に占有(occupied)している者の經營數が、寛永八年には二十六であり、そのうち一町以上の耕作地をもつ比較的生計の樂なものがわづかに七しかなく、一町未満のもの十九、特にそのうちの五は二畝にも満たないという有様であった。それが更に貞享年間には、一町以上のものが八となり、經營規模の最高のものが四町四反強に達している。總反別が減少しているにもかかわらず、このように土地の集中が見られることは、この時期に農民階層の變動が始まつていることが讀みとられる。しかし、この傾向は享保・天保兩改革を轉機として徳川幕藩體制が「反動期」に入るとともに(この間の綜合的數字が無いことは残念であるが)逆轉し、文化十年の數字が示すように再び大規模な經營が消滅して行く。そればかりでなく、六十四經營のうち一町以上の規模をもつ經營はわづか五經營のみで、

年	代	西曆	總反別	本百姓 數當り平均	戸數	村内經營數		同	上	田	畑	同	上	宅地
						一經營 當り平均 規模	最多反別							
寛永	永	1633	2,351.9	23	26	89.2	33,033	7	5	3	0.6	13,155	2	
貞享	享	1688	2,484.6	26	20	150.0	44,277	8	8	2	1.7	2,215	3	
元祿	祿	1701	3,377.7	26	27	90.0	42,064	8	8	2	2.0	2,215	3	
寶永	永	1704	4,511.0	1	26	100.0	100	2	2	2	2.0	100	1	
享保	保	1733	4,991.5	1	25	100.0	100	2	2	2	2.0	100	1	
文治	治	1833	3,000.0	4	24	100.0	100	5	5	2	1.0	100	1	
明治	治	1875	2,760.5	4	24	100.0	100	5	5	2	1.0	100	1	

〔備考〕 同村における表反別は承應二年（一六五三年）以後

三一五畝一〇歩、また享保二年（一七一七年）よりは、

三二〇九畝二八歩となり、明治におよんでいる。

残り五十九經營のうち約半數は日本農業の中核である水田耕作から放逐され、しかもそのうちの九經營は、僅々二畝にも達しない程にまで没落している。したがって、この時期の農民經營は、一たいに下向分解の傾向をもっていたと考えてよいだろう。

（註一一） この表は南佐久郷士史書「役算笥より見た下小田

切村」四三頁所載。

以上我々は、信濃地方の「小農民經營」について、伊那地方および佐久地方の史料からその自然的條件（耕地構成）、勞働

生産性、「村高」經營規模というふうになり、ごく簡単に眺めてきた。そこで、こういった農民の經營が、どのような收支關係を、すなわち封建地代との緊張關係を、もっていたかを次に考察の對象としよう。

指標第五。「小農民經營の再生産過程」

近世封建社會における。この地方の小農民經營が如何なる形で再生産されていたかを知るための一手段として、次の如き史料を取擧げて検討してみよう。ここで基礎となる史料は、嘉永元年（一八四八年）に小縣郡青木村の尾崎一助なる人が、同地方の農家經營を調査して、その結果から割り出した諸數字を示したものであり、その中で「中農一家生産」という項目のもと

に、當時の標準農家の經營狀況が分析されている。(註二)以下これを整理してみよう。

【A】經營規模

田 二斗蒔 (六反六畝二十歩)

畑 十塚 (二反五畝)

(但し一升蒔百坪、一塚七五坪)

合計 九反一畝二十歩

【B】表高〔檢地高〕

七石八斗六升五合 貢租率五公五民

【C】農産物及び收量

(1) 米 粃二十四石、米にして十二石

(2) 大麥三石五斗(田裏作五升蒔分、一升蒔につき七斗)

(3) 小麥二石五斗(畑十塚分七百五十歩、一塚につき二斗

五升)

(4) 大豆一石七斗五升(畑七塚分、一塚につき二斗五升)

(5) 菜・大根若干(畑三塚分)

【D】家族 壯丁二人 老幼三人 計五人

【E】役畜 なし

こういった程度の經營が、標準農家として取扱われているのであるが、この經營の支出面について更に次のように記されている。

〔支出〕

【1】貢租諸掛(生産物地代)

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

一、本運米三石九斗三升二合五勺
二、諸役掛米二石一斗六升三合九勺

(但し本運の五分五厘懸り)

合計米六石九升六合四勺

【2】必要部分

(A) 經營用經費

一、種代。米二斗、大麥四斗、小麥二斗、大豆七升

(但し種代は、米一升蒔日に二升宛、大麥田一升蒔に八升宛、小麥畑一塚に二升宛、大豆畑一塚に一升宛それぞれ必要とする)

二、肥料代。

田用——銀二百匁(田一升蒔から粃一石二斗をうるため

畑用——銀二十五匁(畑一升蒔につき肥料五貫の代)

(B) 食糧

一、米五石四斗(一食一人一合五勺宛)

二、大麥四石二斗(朝晝二食一人三合五勺宛)

三、小麥一石八斗(夕食一人平均一合)

四、大豆四斗(五人分味増用)

五、菜・大根若干量

以上の數字から、この經濟の收支のバランスがどうなっているか見てみよう。まず米であるが、總收量十二石に對して貢租諸掛が六石九升六合三勺、更に食用として五石四斗、又種粃を

〔收支對照表〕

收 入		支 出	
種 目	銀 匁	種 目	銀 匁
米 12石	800.00	〔掛諸租貢〕	
麥 3石5斗	58.33	米 6石	406.43
麥 2石5斗	125.00	9升6合半	
大豆 1石7斗5升	80.77	〔種代〕	
合 計	1,064.10	米 3斗	13.33
		麥 5斗	6.67
		大豆 2斗	10.00
		大豆 7斗	3.78
		小 計	23.78
		〔食用〕	
		米 5斗4石	360.00
		麥 4石2斗	70.00
		大豆 1石8斗	90.00
		大豆 4斗	18.46
		小 計	538.46
		肥 料 代	225.00
		合 計	1,203.67

支出總額 銀 一、二〇三匁六分七厘

總生産物價格 銀 一、〇六匁一分

〔不足分 銀百三十九匁五分七厘〕

米におおして二斗を要することになり、差引き三斗三合六匁の過剩となっている。次に大麥の場合では、總收穫三石五斗に對して、食用が四石二斗、種用が四斗となっており、したがって一石一斗の不足である。同様にして、小麥は總收二石五斗、食用一石八斗、種代二斗であるから、差引き五斗の有餘となつてゐる。大豆では、收穫一石七斗五升に對して、食用が四斗、種用七升が支出されるのであるから、したがって一石二斗八升過剩

〔註一三〕

となつてゐる。いま、これらを當時の銀による價格によつて便宜上統一換算してみると、上のような收支對照表が得られる。このように經營規模田畑合計七反弱、家族五人という極めて標準に近い農民經營ですら、自己の耕作する田畑のみをもつてしては單純再生産さえも維持できない状態におかれてゐるわけであり、日本封建農業の重要な問題がここにある。

〔註一二〕 當史料は、「小縣郡史」(餘篇)二二七——三一頁所載のものである。いま、その主要な部分を挙げれば次の通りである。

〔前略〕

中農一家生産

家内五人 壯丁二人、老幼三人、收穫左の如し、田二斗蒔二千坪 一升蒔百坪 此取粗二十四石 一升蒔粗一石二斗……此米十二石但九合摺、畑十塚七百五十坪 一塚七十五坪、此取小麥二石五斗、一塚二斗五升、此取大豆一石七斗五升、一塚二斗五升にして七塚分、三塚は菜大根、此取大麥三石五斗 二斗蒔四分一 麥一升蒔七斗 右の内貢租及諸費出算

米三石九斗三升二合五匁、内一升蒔高百文……畑一塚高三十文……米二石一斗六升二合九匁、諸役掛り貢稅五分五厘懸りとす、田二斗蒔種粗四斗分 一升蒔二升宛、……米二石一斗六升 壯丁二人二食分一飯一人一合五匁宛、米三石二斗四升 老幼三人右に同じ割、大麥四石二斗 右朝晝

二食へ三合五勺、壯丁二合老幼一合五勺として加ふ、小麥一石八斗五人夕食平均一人一合、小麥二斗 畑十塚種、大豆四斗 五人味噌、大豆七升 畑七塚種一塚一升、大麥四斗 田五升蒔種 一升蒔八升餘

右の如くして有餘不足左の如し。

米三斗四合六勺 有餘、大麥一石一斗 不足、之を米に換ふれば米に麥二割半……、小麥五斗 有餘 兩に一石二斗銀にして二十四匁、大豆一石二斗八升 有餘 兩に一石三斗銀にして五十九匁八厘

右有餘不足指引、残り銀にして七十三匁七分七厘、然其右田三斗蒔肥料代銀二百匁（一升蒔一石二斗を得るには十匁の養なければ不可也）畑肥二十五匁（一升蒔五匁）を指引く時、其の不足銀五十一匁二分三厘となる（この邊りの計算は明かに誤っており、本文での計算では當史料の基準に従って全く別個に行つた——引用者註）……』

（註一三）右の史料によれば、當時の貨幣換算率は、金一兩につき銀六十匁錢六貫八百文米九斗となつてゐる。また前註に示したように、米一石につき銀六十六匁三分二、大麥はその二割半、小麥は一石につき銀四十八匁、大豆一石銀五十三匁九分七厘強とされてゐる。

〔總括〕

以下五つの指標を總括して、一應この時代の小農民經營が、ど

信州製糸業におけるマニユアラクチュアの成立

のような状態にあつたかについての見通しをつける必要があるが、この場合、日本近世封建社會における、特に山間僻地の『小農民經營』が、如何なる條件のもとに『封建的土地所有』の基礎として置かれていたかが問題となるわけであり、したがって農民層のうちのどれ程の部分が純粹に農作のみで再生産が維持できたかを抽出することが問題解明のための一方法であらう。

先ず指標第五から得た結果から判斷してみると、總生産價格銀一〇六四匁一分に對して不足額つまり高率な生産物地代によつて喰込まれてゐる必要部分の大きさが、銀百三十九匁五分七厘となつてゐる。それ故に總生産物の約一割五分に當る量が不足してゐるわけである。こう考えてみれば、純農作を以つて一應の單純再生産が維持できる程の經營は、當時の生産力を以つてすれば、大體九乃至十一・二反程度の耕地をもつていなければならぬと想像される。此れを指標第四に擧げた表に對照させてみれば、A表の場合（伊那藤澤郷臺村）には全くこれに該當する經營は見られないし、B表によれば寛永から元祿・享保にかけての時期では三割五分前後程存在しているが、それがやがて文化年間から以後になると一割前後に激減していることがわかる。このように、いわば比較的生計の樂な農民の數は極めてわづかでしかなく、殘餘の大部分の農民は何等かの副業によつて生計を維持しなければならなかつた。文政十年（一八二七年）の前記臺村における史料には

村々御年貢米之儀者銘々入念可相納段追々被仰渡候通聊茂

滞ら須被仰付候日限ニ皆納可仕義ハ今更改而仰渡さるに及ば須候得共中ニハ無據所病難または□寡孤獨のものハ亥年(文政十年)に處不足米茂御座候哉ニ村役人格別之取扱を以一旦は相渡候得共終ニハ納方出來不仕役人親類迄迷惑相寫實ニ不得止不仕納候もの茂有之云々

とあり、又明治十年(一八七七年)の「町村誌」には、

春冬農隙男商個ノ荷物ヲ近國隣郷へ輸送シ其資ヲ以テ生業ヲ助ケ女養蠶紡績シテ其ノ缺ヲ補フ……概スルニ一村四百餘戸家産有餘ノ者僅十分ノ一ニ足ラス有無等分ノ者十分ノ二、生ヲ安ンセサル者一半ノ多キニ及フ(註一五)

と記されている。これらを見てもこの地方の農民經營がどれほどミゼラブルな状態におかれていたかが知られよう。したがって農民にとつては、全耕地の過半を占める鹿畑等の惡地を有利に活用し、たり或いは様々な副業を行つたりすることが死活の問題となつてくる。(註一六)

こうした傾向は、領主權が次第に商品經濟の中にまき込まれて行き、貢租強化、「貢高制」の併用による商業利潤の農民への轉稼等の政策がとられるにつれてますます助長されてゆくのであり、ここに「副業の必至性」が讀みとられる。

このようにして、我が國における『小農民經營』即ち『獨立手工業經營』は結局『小商品生産』化して行くのであるが、その發展は、ここに見たような歴史具體的な諸條件のもとに、歪曲され去勢され、したがってまた封建的諸關係を強固なものたる

しめているのである。自明のことながら、この「小商品生産者」は、西歐社會に見られた、發達した生産力を體現し資本主義のための「培養士」となった「小商品生産者」とは、その歴史的性格を異にしている。次に我々は、このような「小商品生産者」が、前期的資本のもとに編成され、壓服せられ、前期的資本のその後の發展のための土臺となった過程を觀察しよう。

(註一四) 文政十亥年藤澤郷臺村文書『乍恐差上申御請書之事』より、「藤澤村史」二三四頁所載。

(註一五) 前掲書三二六頁所載。

(註一六) 副業として「助郷」「中馬」「石切人足稼」「振賣」等々が行われたが、特に「蠶糸業」が重要な役割を擔つて登場してくる理由は、當時絹業は衣服制限令によつて極めて市場性乏しく、またその需要の相當部分は大陸方面からの「白糸」輸入によつて賄われていたのであるが、明暦元年(一六五五年)「白糸」輸入が大幅に制限されたために、近江商人等が、地方の生糸を買占め始めるようになり、俄かに生糸の需要が増加したこともその一である。然も農民にとつて桑園經營即ち養蠶は、鹿畑等の有利な活用という目的のみでなく、風水から本田畑を保護するという目的をも兼ね備えていたことが、當時の史料に見出される。たとえば『北上州より……桑苗木取寄植付申候處誠に土に相應……取付宜敷桑根強メリ立畑の場所も作土押流不申荒地茂次第ニ立返り云々』等々(『信濃蠶糸業史』上卷二五一頁所載)

『松代藩吾妻銀右衛門答申書』より。

三 對抗。問屋制前貸の發展

生産力の低位と高率地代とによって規定された「小商品生産者」は、主體的に貨幣經濟を發展させるのではなく、逆に貨幣經濟によって無理に喰込まれた形態をとる。したがってこうした「小商品生産」は、獨立・自由な形をとることなく、寧ろ市場から隔絶されているため、「買占業者の出現」(レーニン)を待つて價值實現を行わねばならず、必然的に「前貸制度」《Verlagsystem》下に包攝され、ツンフト的規制《Zunftzwang》のもとに立たねばならなかった。このためにますます生産上の主體性を喪失して行くのである。以下具體的な諸史料から、この過程をみていこう。

(註一)『小農民的營業は多くの場合特殊な買占業者を生み出す。これらの買占業者は生産物の販賣と原料の買入とに關する商業取引に専門的に従事し、そして通常あれやこれやの形態で小營業者を自己に従屬せしめる。』(レーニン)『ロシアにおける資本主義の發達』ドイツ全集版第三卷三二〇頁、邦譯眞理社版下卷五三二頁。以下邦譯は眞理社版による。)

この地方で、蠶糸業が「副業」として發達し始めたのは、大體飯田地方では元祿年間、上田方面では寶曆十年(一七六〇年)以降、また諏訪・松代方面では明和年間(一七六〇年代)のことと推測されている。従つて問屋の歴史もこの時期に始ま

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

る。『飯田細釋書』(この本の書かれた年代は不詳)によると、

元祿六年酉六月(一六九三年)引用者註)池田町本田孫藏濃州關の庄々糸繰女八人呼出、糸繰始めた。其年中所の素生の少女共見習て繰り所多く出来たり。依之糸繰を美濃より呼事せず是も始は些少成る事なりしに年々糸屋多くなり、今は数十軒の商賣屋となりて数千金の糸を繰出す。と記録されており、これが所謂の「ほせ糸」の起源と考えられて

いる。このため、南信一帯に手挽法による製糸業が波及し始めて寶曆十三年(一七六三年)の『中馬一件記録』には、伊奈道間々の村々々蛹八拾駄、糸拾駄飯田に入る。

としてあり、この間の事情を裏書している。このような南信一帯の製糸業の勃興は、北信の商人を刺戟する結果となり、寶曆十年上田に糸市場を開くことを出願した文書の中に、

近年飯田にて美濃々糸取り來りて唯今にては糸場と相成爲登繁昌致候由云々

の文が見出される。この飯田・上田兩地方を中心にやがて各地に製糸業が波及して行くのである。

(註二)「信濃蠶糸業史」下卷十九頁。

(註三)同書その他所載。

(註四)「手挽法」という繰糸方法は、鐵製の煮鍋(二升鍋)を用い、七八粒の繭から手で糸を繰出し一個の繰棒に取上げる方法で、生産量は一日に繭四・五升程であった。一個の揚棒への糸量は約一升、八——十匁程度のもので、繰出

した糸は、即日大枠（徑二—六尺）に揚返し、糸は「鉄糸絶作り」にして販賣した（『平野村誌』下二六頁）。

（註五）當時三百匁を一把、百二十把を一駄と稱しているから、拾駄は三百六十匁に當る（『信濃蠶糸業史』下卷二八頁）。

（註六）『寶曆十年奉願口上書』より。

製糸業における前貸制度の廣汎な成立は、各藩における「糸運上金」が急激に増加したことによって知られる。一例を掲げれば弘化元年（一八四四年）九月十四日から十六日までの飯田藩における「糸運上取上集」^{（註七）}には、

一地糸ノ貳千六百三拾七把百七拾匁 此運上七貫六百三拾七匁五分七厘六毛

一地所糸ノ三千九百七把九拾四匁 此運上一貫百七拾貳匁壹分九厘四毛

と出ており、三日間の運上金額から察するに相當多量の生糸がこの間屋「糸師」の手で買占められていたことが想像できる。

また松代地方では文化元年（一八〇四年）に「糸元師」が八十一人いたという記録が残っている。^{（註八）}

（註七）「信濃蠶糸業史」下卷三三頁所載。以下同書を「業史」と略記する。

（註八）同書一〇二頁。

右の糸間屋の利潤は、小商品生産者「取子（トリコ）」を市場から排除し、自ら特權的「獨占的地位を獲得することを前提としている。従って運上金を媒介として封建的支配機構に近接し、

これを「同一の共感」の上に立たしめることによって自らが競争状態に陥るべきあらゆる諸條件を排除しようとする。文政六年（一八二四年）飯田藩では「糸引女」が、他所糸屋へ行くことを禁じ、また翌年糸師のみならず自家用生産者をも登録せしめ、「糸札」を與えて新糸師の發生を制限する等々の政策がとられる。^{（註九）}同様に、松代藩では前記「八十一人」の糸屋に對し、挽子六人以下の群小糸屋の免許取消の政令を出している。^{（註一〇）}これは、いずれも糸屋商人の性格を示すものである。

こうした諸々の産業規制令と併行して糸屋は自ら「糸仲間」を組織し、新糸屋の制限・相互扶助・糸挽期間・糸挽賃等の協定を行うのである（ツンフト的規制）。

慶應元乙丑年五月 定

一、糸挽賃之儀者壹貳百文ニ取極申候

一、夏繭之義者壹百四十八文取極申候

一、鑑札無之候モノ一切繭買不相成候事

一、新規之もの有之候ハ、早速惣代申出鑑札受賣買可致候事
右條々堅相守可申候萬一心得違之者有之候ハ、聞及次第早速惣代江可申出候以上^{（註二）}

右の定書は諏訪地方のもので、年代的には若干新しいが、糸仲間がどのようなものであったかを示す好箇の史料の一である。

（註九）・（註一〇）「業史」下卷三三頁。

（註一一）「平野村誌」下三〇頁。

さて、次にこの「糸屋」の營み^二「出釜經營」について觀察しよう。諏訪地方にはこれに關する史料多く、興味ある事實を示している。大體この地方の糸屋は多くの場合綿商兼營であり、また往々にして作業場をも經營していた。製糸業は明和・安永年間（一七七〇年前後）から次第に活潑となつて、この頃から江州その他と糸取引が始められているが、恐らくこの時期に糸問屋經營の基礎が築かれたものと考えられる。^(註一〇)このように、初期においては、糸問屋は問屋制支配の中心に屢々作業場^二『資本家的單純協業』を置いていたのであるが、しかし、こういった糸問屋の作業場の存在は藩當局の嫌惡する所となり、寛政六年（一七九四年）次のような禁止令が公布された。

御城下並在々迄近年綿打之宅並登せ糸仕入商賣致候者之宅江女子供集メ糸取りより、こより候由相聞候當然之稼ニ相成候共行々風儀相亂候基ニ候間向後右商賣之者宅江女子供集候儀令停止候尤商賣致候者ヲ請取人々之宿ニおいて父母之手元ニ而糸取……候稼者勝手次第之事候^(註一一)

この禁止令は、翌年商人問屋たちの訴願によつて、制限つきで許されることになつたが、^(註一二)このため、以後の糸問屋は専ら出釜經營に集中するようになり、作業場の發達は後述の如く「座繰器械」の導入によつて、前貸制度「Verlagsystem」が『最高の形態』（レーニン）にまで發達する時期まで待たねばならなかつた。出釜經營の發展はその後極めて急速であつたようである。文政八年（一八二五年）藩主が御用金調達を依頼した時

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

に差出された、豪商武居代次郎の答申書に述べられているところによれば、概略、その間の狀況を知ることができよう。すなわち、

御當所ニ而茂少々身上宜敷者共追々心懸……家業出精仕候得ハ急度御用相勤可申奉存候殊ニ近年御上様ノ思召ヲ以桑苗等迄被下置候人々蠶養ニ心入れ當年杯八九千兩も糸金御領分へ入金に相成申候尤他所ノ貳千兩前後まゆ買入可有之哉糸引買茂七八百兩ハ子供稼仕候糸引商人も少々、ハ徳用御座候何れニ而茂姉買金六七千兩ハ御領分之金ニ而間ニ合ひ他所金借候商人ハ御座有間敷哉在候ハ貳千三千之御用ハ御領分ニ而御用辯可仕奉存候（後略）^(註一三)

右の文面は幾分か誇張があるように思われるが、當時如何に出釜經營が盛昌を極めていたかを知るための一史料となるだろう。

（註一二）享和二年（一八一〇年）二月「岡谷村惣百姓願ニ付書上帖」によれば、『當村之儀者飯田様高遠様御通行並御陣屋御役人方様其外御用通り御衛府商荷物等而已通り來候處安永年中江州商人荷物絹、麻、……糸荷物等通り候處近年中馬便り宜敷旁以駄多ク通り候云々』（「平野村誌」下卷十五頁）とある。

（註一三）「平野村誌」下卷七九頁所載。

（註一四）同右 七九頁。

（註一五）同右 二〇頁。

「出釜」なる生産者支配の方法は、(1)糸師が一日に二盃(四升)の原料繭を取子達に前貸する。(2)取子は自宅で、自己の生産要具を用いてこれを手引糸に製し(註一六)。(3)製品を再び糸師方に持参して量目・品質の検査をうけ、(4)概ね百文の繰賃を受取る、とい

つたものである。これは天保四年・十一年(一八三三年及び四〇年)の同地清水久兵衛・久佐衛門手記「糸目引上帖」によつたのであるが、なお、この手記を基として作成した清水家の出釜経営の様態を示す表を次に掲げよう。

取子数	取子所在村名	繰糸期間	一人分繰賃		備考
			最多	最少	
夏蠶 六十七人	東堀、原、横川、小井川、新田、今山田、中屋、今井(間下)	七月二十八日 七月十九日 九月十四日	一兩一分 二朱と 三朱と 八文	一	
春蠶 三十八人	下井、小井川、今原、横川、中屋、東堀、友町、山田(間下)	六月二十日 七月十九日	一兩と百 三十二文	六百文	
取子一人當り	原料マニユ最少	原料繭總量	取子一人當り最少	原料マニユ最少	
一盃に付	最多	三百五十八盃一釜	四十二匁	三十九盃	
糸目平均	最少	百八十四盃	三十三匁	二十六盃	
真絹製造	原料繭總量	四年分の内十六盃は夏子	三十一匁強	四十六盃	
生産高	原料繭總量	四年分の内十六盃は夏子	三斗七升	二十六盃	
	原料繭總量	四年分の内十六盃は夏子	二百六十五匁	二十六盃	

なお、これに類したものととして、前記武居家の「金銀當用出入帳」(天保十一年)より作製したのを(註一八)同時に挙げておこう。この上段の表に依れば、その前貸機構は更に大規模なものである。以上の二つの表から、この天保年間を中心とした時期の出釜経営の様態が読みとらるべきである。

(註一六) 「手挽法」については、(註四)を参照のこと。

(註一七) 「平野村誌」下巻二八頁所載。

(註一八) 同 二九頁。

このような糸間屋の發展につれて、小生産者は原料購入および生産物の販賣の両面からその市場關係より疎外され、問屋制資本の前貸制度の下にますます隷屬の度を深め、搾取されて行くのであるが、こうした状態から脱却しようという欲求は、小生産者の間に斷えず存在し、折ある毎に様々な形で表面化してくる。その一例として、上田地方において文政七年(一八二四年)に起つた訴訟事件を擧げておこう。この事件に際して、提出された文書には、生計補充の域を一步も出でない「小商品生産」とこれに寄生する前期的商業資本との對立關係が明白に表われている。この文書によると、『當村之儀……出水の節川缺或は流失仕……三百石の田畑相殘候得共薄地にて作毛實法惡敷依而無據所桑畑に相仕立蠶專出精仕御年貢上納の手當に仕候』として、養蠶・製糸が占める役割を訴えながら、『近年蠶專一ニ相勵候所女子供には最上の手業に付近邊村々流布仕餘種糸出來仕候得共近在市場無之甚差支無據所上田町へ持出候得共捌方無之を見掠至而下直段付候て引合不申』として、彼等生産者にとってその生産物を販賣しうる唯一の人間である所の上田商人が、その獨占的地位を利用して如何に攪斷を行つていたかを語っている。生産者達は、以前この近在にあった袖市場の例に則り、新市場開設を願出たのであった。この請願は一旦聞入れられたが、上田町の商人の反對に會ひ、訴訟沙汰に及んだわけである。しかし商人の政治力には抗すべくもなく、新市場は取

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

拂いとなつた。けだし商人のもつ特權的性格を知る所であり、ここに小生産者に連なる鐵鎖の強靱性を思ふべきである。

(註一九) 「小縣郡二十八ヶ村訴願狀」並びに「乍恐以返答書奉申上候」(文化七年)。「業史」下卷七〇—七二頁所載。

上州座繰器械の移入を契機として、先にみた如き出釜經營は漸て更に完全な支配形態へと發展する。先に述べた所によつても知られるように、この小生産者に對する糸師間屋制資本による支配の形態下においては、生産者は、原料購入と製品販賣とから排除されており、レーニンに従えば『商業資本の最高形態』たる『資本家的家内労働』(Kapitalistische Heimarbeit)の形態を取り、今や『自宅において資本家のために働く賃労働者に事實上 (de facto) なるのである』(註二〇) しかし座繰器械の導入は彼等生産者から労働手段をも奪い去る結果となり、この「形態」を最も本來的なものにして行く。

(註二〇) レーニン前掲書三二九頁。邦譯五四四頁。なお此の點に關して、同書第五・六章の記述を参照のこと。

座繰器械が、信濃地方へ移入されたのは安政から文久にかけての時期(一八六〇年前後)のことである。前記清水久佐衛門の答申によれば、安政七年(一八六〇年)に伊勢崎から「リヤンドリ器」(諏訪地方での俗稱で、この他「ゼンマイ」等ともいう)一臺を購入した、とあり、また同じく諏訪の増澤龜之助の申告には、文久元年(一八六一一年)に武州から「二つ取座繰器械」を二臺購入し、翌年自宅でこれを製造し郡内へ五十臺、上

伊那へ十八臺、それぞれ販賣したことが記されている。^(註二一)従來の手挽法に比して非常に能率がよく、そのためこの普及も急激に行われ、以來明治六年(一八七三年)以降の「器械製糸」の勃興にいたるまで、南北の別なく座繰製糸時代を現出したのである。^(註二二)當時座繰器械は一臺が金一分乃至一分二朱ほどでしたため、糸取子の多くはこれを自力では購入できず、糸師の手から取子に貸與されるという形で普及したものであった。従って、ここに全く「材料の出來高拂による家内加工」(レーニン)という労働關係の成立をみるに至る。前述の清水久佐衛門の經營について、一古老は次のように語っている。

『十八の時(清水家では)ゼンマイ二臺を仕入れた。今迄よりは多く糸がとれた爲翌年(年代不詳)引用者註)幾つもの器械を拵え取子を大勢頼んでとらせた。普通一日に六——八升位とり二日がかりで一斗四升をとり……前日の分と併せて二日分宛大棒へ上げた。大棒揚ゲも糸が細く長くなったからゼンマイ式で早くとする様になつた』^(註二三)

こうした座繰器械の導入は、また一方では作業場經營の成長をも促した。諏訪の増澤清助は右の座繰器械を各十二宛棒に連結して二十四人座となし、人力によつてこれを廻轉し、女工は左手によつて廻轉する労働を省き、専ら繰糸に當るといった極めて原始的な方法を採用した。この種の作業場は、この他にも多く存在したが、何れも『人力若しくは水力によつて一連の心棒に架せられたる糸箋を均一に廻轉せしめ』『ケンネル式旋織

裝置を有すること』のみが従來の座繰法と異なるに過ぎなかつた。^(註二四)こうした作業場は廣大な出釜制の裾野を長く引いており、

糸屋の資本の大部分は出釜經營のために投下されていたことは多くの史料の示すところである。例えば明治二年(一八六九年)に武居代次郎方では、先の表から察知される如き規模出釜經營に比べて、作業場に雇傭された取子の數は僅か十五人であつた事^(註二五)に注目すべきである。

(註二二) 「業史」下卷四八頁。

(註二一) 同 十九頁。

(註二三) 「平野村誌」下卷五八頁。

(註二四) 「業史」下卷二〇九頁。

(註二五) 「平野村誌」下卷一〇五頁。

か様にして、來るべき「器械製糸」の成立(「商業・問屋制資本からマニユファクチュアへの發展」)のための素地は作られてゆき、また其後の發展が然るものとして規定される。この場合、問屋制資本の桎梏の中から擡頭し、自ら原料を買い、他人労働を雇傭しつつ絶え間なくその支配網を破壊し、市民革命への輝かしい道を切拓いて行つたところの、西歐社會における小生産者の歴史と對比されるならば、問題はヨリ合理的に理解されるだらう。

四 展開。「器械製糸」マニユファクチュア

の成立とその系譜的考察

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立は、開港に始まり明治變革を挿む時期から明治十五年に至る間に、最も活潑に行われた。従来絹業のための國內需要は、それが奢侈品として扱われていた關係上、綿業に比して遙かに少なかつた。ところが開港以來の外商の出現は、こうした市場の狹隘性を一擧に除去する結果となり、手工業的技術段階にある「生産」と「擴大された市場」との矛盾が発生する。開港期の製糸業が屢々招來した粗製濫造の傾向は、この「矛盾」の具體的表現である。このような「市場と生産との矛盾」は、分業的協業マニユファクチュアの成立という方向にむかつて解決されてゆく。『手工生産の土臺の上においては、分業の形態におけるより以外の技術的進歩はありえなかつた。』^(註一) こうした經濟的衝動を内包していた製糸業に直接の刺戟を與えたものは、明治三年十月小野組の手によって設立された「築地製糸場」(伊太利式)と同五年六月創立の官營「富岡製糸場」(フランス式)とであつた。當地方の製糸業者たちは、この兩製糸場の業態を見聞し『座繰の迂る』を覺るにおよび、所謂「器械製糸」なるマニユファクチュア經營への動きを見せ始めたことは、多くの史料が物語る所である。

(註一) レーニン前掲書三八九頁。邦譯六三三頁。

以下、信州製糸業におけるマニユファクチュアが各地に形成されて行く間の諸事情を具體的な史料に據つて調査した結果を報告すべきであるが、遺憾ながら紙巾の關係上省略せざるをえない。

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

ない。これに關しては、また別の機會に譲ることにして、いまは次頁の表を示すだけに留めたい。

これに見る如く、明治十三年にまたがる時期に「器械製糸場」が最も急激に成立して行くが、その大部分は『裏川で水車を廻して運轉の動力として、内に女子供の二三人もあれば近在の繭を買つて來てすぐ始める』^(註二) といった程度のものから、十乃至二十人繰のものに至る群小の製糸場によって占められている。このように時流に投じていわば簇生して行く過小經營の上に、後にみるような「特權的」性格を帯びた大規模經營が聳立する形態が一つの特徴をなしている。更にもう一つの特徴を指摘すれば、これらの「器械製糸」は、上田町を中心とした地域では、可成り後にならなければ成立してこないことである。史料書と言葉を藉れば、『小縣郡の地たる、上田提の本場にして……因襲の久しき更に器械製糸場を設立せんとするものなく商賣(生糸開屋といふ提糸を買集むる商人なり)も製糸人も皆舊慣に甘んじて依然として提糸の製造を専らに』^(註三) しており、『小なる器械製糸場起りしも振わずして或は休業し或は廢業し毫も沿革とすべきものなく』^(註四) 隨つて本部は製糸の起源縣下尤もこれが先なるも、彼の提糸のために制せられて完全なる製糸場の起源はこれに反して本郡は尤も各郡の後)となつていたのである。これに比べて、等しく開屋制の發達していた諏訪地方では、糸師は殆んどすべて器械製糸に走つており、明治四十年の調査報告によれば出釜(座繰製糸)經營の『絶えて無きは諏訪(等々)』

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

年	以下十釜	十釜以上	二十釜以上	三十釜以上	四十釜以上	五十釜以上	六十釜以上	七十釜以上	八十釜以上	九十釜以上	百釜以上	合計
明治6	1	10	2	2	1	1	1	1	1	1	1	14
明治7	1	11	2	2	1	1	1	1	1	1	1	19
明治9	2	16	6	1	1	1	1	1	1	1	1	29
明治10	2	14	10	5	1	1	1	1	1	1	1	39
明治12	1	13	9	4	2	2	2	2	2	2	2	46
明治13	9	13	14	10	3	3	3	3	3	3	3	66
明治16	1	17	15	11	3	7	7	7	7	7	7	106
<p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p> <p>内 (二百釜) (不明七)</p>												

の六郡なり」と言われている(尤も後に復活してくるのであるが、これはまた別個の問題である)。こうして信州製糸業の南北二大中心地が對照的な行き方をした事實を、興味ある問題として指摘しておく。

- (註二) 「業史」下巻五八四頁以下の記述より作製。
- (註三) 須坂町小田切某談。同右一〇二八頁所載。
- (註四) 高島諒多「信濃蠶業沿革史料」一四八—一五一頁。
- (註五) 産業誌「信濃乃蠶糸業」六四頁。

以上、器械製糸場Ⅱマニユファクチュアの成立について極めて簡単に觸れてきた。次いで我々は、こうした製糸マニユファクチュアの中からその歴史的・社会的系譜をたどることによって、以下の五つの型を抽出しながら分析して行こう。何故ならば、前期の諸社会における如何なる社会層が「産業資本家」となったかを明らかにすることは、既に冒頭で述べたように、所與の資本主義社会の構造的特質Ⅱ「型」の把握のための一つの重要な手がかりを得ることになるからである。

〔第一の型〕 巨大商人によるマニユファクチュア。この型に属するものとして、明治五年創設の深山田製糸場(諏訪郡)並びに雁田製糸場(明治六年—高井郡)がある。創設者小野善助は京都の商人で生糸商及び爲替を営んでいた。維新の際三井高福等と共に金穀出納を行い、また各府縣廳の用命を奉じていた關係から、諸地方に取引をもち、またその営みに絶對王權との結合を不可缺の前提としてもっているところの「特權の大商業資本家」となった。信州では長野・筑摩兩縣の「爲替御用」を勤めたほか、縣廳限賦金並に各種の預り金等々を取扱い、松本・長野・上田に支店をおいていた。明治三年スイス人某を雇い、東京築地に六十人取(翌年九十人取に擴張)伊式製糸場を創設したものが小野組による製糸場經營の始まりであり、次いで此の深山田製糸場が設けられた。そ

の建物は「元藩稽古所七間梁に拾九間半の崩し家を以糸場南側相用い、七間梁に九間三階造りに取直した」ものである。(註七)また工女は、先に二十四人を築地に送って傳習せしめ、その歸郷を待つて殘餘を募集し、創設當初は三十六人餘りであったが、後六年七月九十六人繰りに擴張した。(註八)煮繭用・繰糸用の銅鍋は、松本その他の銅壺師に作らせている。(註九)伊太利式繰糸法を採り入れたため、勞働行程は三人一組（繰糸二・煮繭一）となり、その他「よなこふり出し壺名、薄かわ眞綿壺人」とがあり、概ね分業が成立している。「平野村誌」は、深山田製糸場の生産行程について次のように言っている。(註九)

動力は角間川の水力を利用し場内には數列のクドを築き、圓型の煮繭鍋とこれに連絡する半月型繰糸鍋二個を一組とし挽子二人につき煮方一人をおいた。焚火により湯を沸しその處理は煮繭工女の仕事で、尙おこの煮方のものは索緒作業をも分擔し、挽子は落緒繭があれば煮繭へ投込んだ。

この記録の中から、その分業化と技術的水準とが窺われる。恐らくは、この地方の該マニユファクチュアの最も進歩したものであったろう。深山田製糸場に關しては此れ以上詳細な事は不明である。また雁田製糸場は、築地のそれを解體し移轉したもので生産工程にはさしたる異同はないと考えられる。

これら小野組によつて經營されたマニユファクチュアは、該地方製糸業のいわば「旋回軸」であり、他の主要な器械製糸場は、後出の片倉家のそれを除き、殆んどすべてが、何等かの形

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

で關係を持ち、或いは此れを模して設立されている。例えば次(註一〇)の表を見よ。
(明治七年現在)

釜數	名稱	所在地	小野組との關係	經營擔當者
九六	深山田製糸場	諏訪・下桑原直	營	土橋善造
九六	雁田製糸場	高井・中條直	營	關菊之助
一八	淺間製糸場	築摩	營	二木立造
一八	松本製糸場	同・松本町直	營	近藤源次郎
七〇(五)	宮田製糸場	伊那・宮田直	營	平澤長造
二〇	阿鳥製糸場	同・阿鳥直	營	長谷川範七
二〇	飯島製糸場	同・飯島直	營	宮下權四郎
二〇〇	中野製糸場	高井・中野町	資金貸與	共立(半官)
五〇	松代六工社	壇科・松代町	資金貸與	大里忠一郎

此處に見る如く、代表的製糸場の大部分が網羅されていることは驚くべき事實である。こうして小野組は「器械製糸場」の上に君臨する半面に、また各支店を利用して、爲替御用の傍ら各地の生糸を買占めておることが記録されている。(註一)

右の小野組は、明治七年十一月政府が財政政策を變更し爲替用金の引上げを命じたため、一朝にして瓦解したが、このため機軸を失つた當地方の製糸マニユファクチュアは大打撃を蒙ることとなり、閉鎖・休業のやむなきに到るものが續出する。こうして小野組解體を廻る諸事情の中に、當該「資本」の性格を取ることができよう。

信州製糸業におけるマニファクチュアの成立

- (註六) 「業史」上巻七九八―七九九頁。
- (註七) 「平野村誌」下巻一四一―二頁。
- (註八) 「諏訪史年表」二五六―八頁。
- (註九) 「平野村誌」下巻三四二頁。
- (註一〇) 「業史」下巻一四五頁所載。
- (註一一) 「中山社業務沿革總説」より。

〔第二の型〕 在村の間屋制資本によるマニファクチュア。この場合、多くは、糸間屋の出釜経営からの轉化形態であり、これに屬する器械製糸が最も數多く存在している。いま諏訪平野村において明治十九年現在の器械製糸經營者五十名に對して前職調査を行った次の表を示そう。

以前の職業	員數
農業	47
製造業	25
製糸業	24
製販業	5
製買業	4
製織業	10
製明業	1
農綿座足生其不	

〔備考〕 兼職はすべて別個に計上されたため、職業員數は對家人數より上廻っている。

此の表で判るように、五十名のうちの大部分の人々は農業を營んでいたし、そのうちの少くとも二十四人以上は座繰製糸家（間屋制前貸人）をも兼ねていたこと、そしてまた殆んどすべての人は、半農・半商の營みをもっていたこと、等々が知られる。此等の人々に屬する諏訪間下村の豪農・豪商たる

武居代次郎家について、その系譜並びに器械製糸場經營を分析してみよう。

武居家の存在が古文書の文面に多く現れ始めるのは、文化・文政の頃からである。文政十一年五月政「御郡中在町並三千石御目見百姓町人調」の中に「岡谷村之内間下村代次郎」として江州松井久左衛門を金子御借用ニ付相働候譯を以、文政四巳年正月御目見被仰付、一生之内貳人扶持被下置候

という記録があり、また前節に引用した文政八年の「答申書」等からみて、領主との間に密接な關係を保ちながら商取引等をも行っていたことが知られる。その商業資本としての營みをみるに、初期においてはおもに綿商いをしていたようであるが、天保・嘉永年間になると、郡内の繭を買占め、先に前節で述べた如き大規模な出釜經營を開始する一方、嘉永三年（一八五〇年）の「旅方大寶惠」という旅行記の中に記されているように上方江州の商人と生糸の取引を行っており、或いはまた地元（註一四）の郡小糸間屋を從屬せしめながら手廣く他郡（例えば上伊那・上田・依田・善光寺等）の糸を買占めていた。これとともに、他方では自家の軒下を利用して十五人繰の作業場をも持つに至った（座繰器による單純な協業）（前出）。このようにして武居家は、間屋制商業資本家として當時の斯業に不拔の地位を占めていたのである。

この武居家による器械製糸場創設の事情はその「中山社業務沿革總説」に記されている。此れに據って概観するに次の如く

である。器械製糸への刺戟となったものは、『小野組にて……百人繰の器械製糸場を設立し良質の糸を製し』^(註一七)ている事實であった。そこで有志九名と謀り、この深山田製糸場を模して器械製糸場の開設を計畫したが、資金不足で實現が遅れていたところ、以前武居家の取引先であった江商外村家の手代で當時小野組の上田支店番頭であった中根某が偶々諏訪の生糸を買収する爲に當地を訪れた際、これと相談し、その説くところに従って器械製糸場を『各自便宜に設け一體の良糸を製し此れを集合して販賣するの法』を採用、明治七年『各自十乃至二十人座の器械を設け併せて同所（深山田——引用者註）の工女數名を雇ひ其傳習をうけ七月より開業に及』^(註一七)んだ。こうした小經營は、彼等のみならず當時多くの發生をみたのであったが、此時の武居家のそれは、『十八人取焚火、手廻男三人、女十八人一ヶ年製糸高四十五貫』^(註一七)といった規模のものであった。しかしながら、百人繰への計畫はその後も續けられ、小野組から資金を借入れ、中山の地に起工したが、同年小野組閉鎖となり一旦挫折の危機に曝された。しかし同族による合本制の強化によって『八年四月土木功なり……五月上旬佐久彌を買収し着手』した。これが武居家の中山社創設の経緯であるが、その作業場についてみるに繰糸場は南向、間口十二間奥行六間の木造二階建といったもので、階上を繭置場にあて、階下は繰糸場となっている。このほか、再繰部・炊事場・帳場等の建物があった。^(註一八)

ここで注目すべきは、「諏訪式」と稱する伊・佛兩型を折衷、簡

信州製糸業におけるマニユアラクチュアの成立

易化した繰糸機である。先の「沿革總説」によれば、『主として富岡製糸場を一覽し其他各地の器械を熟察し其輕便なるものを折衷し運轉は水車』とある。古老の談によると、「二口取であり、中々二ツ枠で取れる人は少なかった」といわれ、依然として工女の手工的熟練に大きく依存せねばならぬ程の技術水準のものであったことを示している。

こうした技術的低位は蒸繭用蒸氣發出配氣設備にも同様に見られる。中山社のそれは、松代六工社（後出）のものに倣い、汽鍋は「鑄釜」^(註一九)に便宜の工作を施した極めて安直な設備であるが（——この點「六工社」の項参照のこと）、當時の段階では、技術的にも又經濟的にも全く相應しいものであったようである。『近旁新築せる製糸場夥多なりと雖も汽機に至っては此二機を模造するもの概ね十の八九に居れり』という「總説」の言は、多少の誇張があるとは言いながら、その普及度が大きかったことを物語っていると見えよう。

中山社は、今日の製糸王國と言われる岡谷の基を礎いたものではあったが、生産能力は低く、單價が信州第一の高價なものとなり經營は思わしくなく、明治十九年他と合併・解消することになる。

（註一二）「平野村誌」上卷六頁所載。

（註一三）同右 上卷八一頁所載。

（註一四）「業史」上卷八三七頁。

（註一五）「平野村誌」下卷三四—三五頁。

(註二六) 「業史」下巻二一〇—一二頁。

(註二七) 「業史」上巻八三七頁。

(註一八) 「平野村誌」下巻三〇七頁。

(註一九) 同右 下巻一五二頁。

(註二〇) 「鑄釜」とは炊事用の蒸かまどに似た形状の鐵釜である。

〔第三の型〕土族、マニユファクチュアⅡ「松代六工社」。松代六工社の經營者大里忠一郎は松代の舊藩士であつたが、維新以後「徒食して産を失うは計にあらず」とて器械製糸を起して土族授産を計畫した。大里は明治五年土族の子、女十六名を富岡に傳習せしめ、また技師として男子三名を同行させて、富岡の組織・生産行程を學ばせた。かくして翌年、合本制〔土族七名、平民二名〕を以て松代西條村に「六工社」佛式五十八繰を創設した。^(註二一)

六工社における生産行程は、富岡のそれを模したといわれるが、富岡では煮繭工・再繭工・選繭工・殺蛹工・繰糸工・検査工等々の發達した分業が採り入れられていたのに較べて、六工社の場合、明治十一年の「繭仕入金製造費額製糸高取調書」^(註二二)によれば、蒸汽差配人二名・繰糸工五十名・繰返工五名という状態で、分業はそれ程高度のものではなかつた。また作業場・繰糸機等に關しては明かでないが、この製糸マニユの特色としてその獨特の煮繭用蒸汽罐が擧げられる(先の中山社のその範となつたもの)。この汽罐は、大里自らの考案になるもので、

銅製の釜の上部を蒲鉾型にし、背部に穴二つを設け、一つを蒸氣を通す穴とし、他の一の穴にはボロを巻いた木栓を施したもので、カマドは土で作られていた。こういった極めて原始的な名ばかりの汽罐であり、そのため九日に一回宛元釜の掃除と塗替を必要とした。^(註二三)

その經營をみるに、開設當初は運轉資金もなく生、まゆの仕入にも事欠くほどであり、小野組の融資によって辛うじて開業の運びとなつたが、七年その解體とともに業況悪化し上州商人のもとに質挽を行わねばならなかつた。六工社が、この質挽による商業資本の支配下から脱却するのは、明治十一年に土族二十餘名が新たに秩祿公債を以て、資本參加して以後のことである。此れにより、始めて自ら獨立して經營を行うことができるようになったところ、前に申請中であつた國家助成金(資金の二倍半)が交付されるに及び、ここに土族マニユⅡ六工社が確立されるのである。以後は、逐次釜數を増すと共に、新たに松代町に七十人繰糸場を増設し、兩者を併せて、繰糸釜百三十一、女工二百三十一人、男工二十五人を擁することとなり、名實共に當地方製糸マニユファクチュアの主導的地位を占めるにいたつた^(註二四)(明治三十年)。

(註二一) 此段「業史」上巻八一五頁。

(註二二) 「業史」下巻一六八頁所載。

(註二三) 同右 下巻一七二頁。

(註二四) 同右 下巻一七三頁。

右によつて知るように、士族、マニユファクチュアの資本は、舊士族の秩祿、「金祿公債」の轉化形態であり、またそれに倍す國家助成金である。この點、まことに注目すべきものがある。

〔第四の型〕 豪農マニユファクチュア。この型に屬する例の一つは、「製糸財閥」として後に斯界の牛耳をとるに到るところの片倉家の經營である。片倉家は、諏訪地方古代の開拓者と傳えられる健御名方命の後裔と稱せられた名門であり、近世初期に歸農した所謂中世型の郷士である。近世初頭、諏訪地方では武田家の落武者等をはじめ、多くの中世武士を召抱える風習が戰國の餘波として残っており、片倉家もこうした状態のもとに郷士となつたものであらうと想像される。當時、この種の郷士は一定の土地を與えられて、その物成をそのまま所持し、大百姓として村政その他に關與した「貴族的」存在であり、各村の年寄・惣代・庄屋等となつたものうちには、このような郷士・舊族等々の『由緒ある』家柄の者が多かつた。(註三五)片倉家も此の例にもれず、代々「里正」として村政を司り、また他方では「相當數の小作農を擁しているが、比較的後代まで同族集團的農業經營を維持して」(註三六)たところの「寄生地的土地所有者」であつた。

片倉家では明治六年自家の軒先で製糸を始めるのであるが、事情を明かにするための史料に乏しく、具しくは判らない。おそらく家族協業を中心に、下僕若干を交えたものではないかと

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

思われるが、しかし片倉家が舊來の地主的經營を廢し、製糸マニユの經營に本格的に乗り出したのは明治十一年以後のことである。すなわち同年『精良の糸を製するには器械製糸に依らざるべからず』と考へ、『眷族同心』協力して自村に三十二人取器械製糸場を建設した。その仕事場は、『長さ十三間、奥行七間』の平屋であり、天龍川に面して建てられ、動力は水車(圓徑三丈七尺九寸)を用いた。蒸氣式も採入れられていたようである。『三七七斗入の釜を以てて蒸氣を發せしめ』と記録されている。こうした仕事場には工女三十六人、男工二人が勞働し、明治十一年には七百三十斤の糸を生産し、その賣上代金四千八百圓、翌年の賣上高糸一千斤、代金八千三百七十圓を得た。また明治十三年に至る間、三回も機械設備を改良している。以上のようにして「豪農マニユ」の基礎が創立されたのであつた。(註三七)

以後、同族者の協力によつて、共同荷造販賣機關「開明社」を起し、十四年には、製糸場を資本金四千六百圓を投じて擴大し、蒸氣式六十人線を完成、同年の決算期までには生糸二百七十貫を生産し、代金九千二百圓を得た。(註三八)また十七年には、社中の諸作業場のために『建坪二百六十六坪、大柁三百三十装置』の水車を利用した「共同揚返場」を建て、小經營の生産する生糸の規格の統一を企圖し、また販賣の大量化を行うことに成功した。(註三九)

右のような製糸マニユファクチュアの確立と進展とに努力する一方、また家族關係を基調とする資本團體「片倉組」を組織し、

以つて資本力の強化を謀るのであるが、この片倉組が遠く中國の産繭にまで手を伸ばし、或いは製糸技術の改良を行いつつ、漸て斯界に獨占的地位を確立するようになる過程はあまねく人の知る所である。^(註二〇)

〔註二五〕「平野村誌」上巻五二—五三頁。

〔註二六〕藤田五郎『日本近代産業の生成』一七〇頁。

〔註二七〕「業史」下巻一〇三九頁、および同上巻八五五頁。

〔註二八〕・〔註二九〕同右同上巻八五五頁。

〔註三〇〕同右八五五—七頁。

〔第五の型〕半官營マニユファクチュア。この最後の型に屬するものに、明治六年高井郡中野町に創立された「中野製糸場」(共有社)が擧げられる。この器械製糸場は、中野町の副戸長某を始めとして『村内有力者合同し一大製糸場を立て百人の工女を收容して創業』したものであった。^(註三一)この製糸場の設立に際して、國家による育成政策があったがその具體的な手段については明らかでない。設立に關する文書の符箋の中に、^(註三二)

一製糸會社出來迄官ニ而世話致遣可申……。

一器械出來迄に不限製糸所法則彌相立候迄官ニテ世話致爲候

方……(後略)

といった文章が見出される。これのみでなく、同七年の勸農局の速水某が記した視察記を見ると、『九月一日中野町の器械を一覽す、共同社と稱し二百人取。此業場發端官の説諭に成りし

云々』と書かれていることからしても、こういった設立の事情が知られるのである。^(註三三)

この製糸場は、創立當時百人繰であったものが翌七年、先の引用にも現われる通り、二百人繰に擴大し、その規模の大きいことは、官營富岡および奥州二本松(小野組創設)のそれらとともに、當時の「三大製糸所」と數えられた程である。

この製糸マニユの資本は官吏らの合本制であるとともに、國家資本と小野組よりの借入金とから支えられていた。しかしその經營方針は、經營者が素人であり、且つ責任の所在を明確に取極めておかなかつたために非常にルーズであり、例えば設立に際して固定資本のために多額の出費した結果、生まゆ等の購入にも事欠く状態となつており、専ら賃挽法に據つて苦しい經營を續けた事にも現われている。この苦境から脱するには政府貸與金に頼らなければならなかつた。『滿場工女あるも一粒の生まゆ無之東奔西走漸商夫ニ邂逅するも唯命の聽製糸着業候々利益の細小なるは勿論製糸品位の精粗を正否なすの違あらず遂に器械製糸の聲價を損す』とは、その當時の苦しい經營を訴え、政府の助成金を懇請した請願書の言葉である。この請願書は、明治十年、助成金三萬圓の交付方を申請したものである。^(註三四)

前出の速水某の「視察記」は更に言葉をついで『共有社……此際端官の説諭になりしも方法未立たず眞に夢中の如し、今賃

明治十年 明治五年
五月調 二月調

釜 蒸 運	100 100 100	焚 水 水	100 100 100
汽 火 力	100 100 100	力 力 力	100 100 100
轉 別 高	100 100 100	一 二 六	一 二 四
一 ヶ 年 生 産 高	100 100 100	二 一 四	四 六 〇
職 工 〔男 工 女 工〕	100 100 100	100 100 100	100 100 100

して更に『嗚呼官に於て猥りに愚人を誘導するの弊此に至るか』と結んでいる。^(註三〇)このような亂脈な經營狀態は結局除去されず、明治十四年遂に解散するにいたる。以後縣役人本多某の手に「信陽社」として再編成されるが、これも成功せず結局二ヶ年にして、その尨大な規模を誇りながらも遂に全く廢棄されることとなる。^(註三七)

- (註三一) 「信濃乃蠶業」五三—四頁。
- (註三二) 「業史」下卷一九一頁所載。
- (註三三) (註三六) 同右一九五頁。
- (註三四) 同右一九三頁。
- (註三五) (註三七) 同右一九八頁。

五 五 び

以上我々は、信州製糸業においてマニユファクチュア〔資本制生産の端緒的形態〕がどのような歴史的経路を辿って形成さ

信州製糸業におけるマニユファクチュアの成立

挽をなす、而して擔任者もなく業務經濟共に知らざる者の考按にして器械は種々不都合あり規則は悉く紊れ説諭せんとするも責任者なし』と言っており、その非經營的性を慨歎

れてきたかを概観してきた。そしてこれが封建社會内での農民||小生産者の歴史的な存在形態によって方向づけられたものであることを知ったのである。農民の小經營の中に結合されていた手工業が、漸て「小商品生産」化するとき(この轉化は決して主體的ではなかったのであるが)、ツンフト的規制||市場「獨占」を據點とし「支配機構」によって保護された「問屋」〔Verkaufen〕の前貸制度の下に捕捉されて行き、自己の生産と流通との統一を斷たれ、その支配の發展と共に、事實上問屋のために働く家内労働者にすぎなくなる。こうした一連の過程〔||對抗〕がうみ出す結果として、かの「器械製糸」〔||マニユファクチュア〕が成立したのである。従って、ここに「資本」として現われるものは、或いは「貴族化した市民的富」であり、或いは封建的富そのものであった。かくて舊來の諸關係は揚棄されることなく、資本のための前提として再編成され、維持される一方、他方においては明治絶對王制の保護・育成の温床の中に立つ該産業資本の脆弱性も與えられる。この問題は、遡って「小商品生産」の形成度の如何に發し、ひいては日本資本主義の構造規定に連つてもいる。勿論こうした問題の把握には、なお當然分析せらるべき數々の重要な問題が残されるわけであり、それらの全構造的分析のうちに始めて合理的な理解が與えられるべきものである。従って、この小論においては、こうした問題意識をとりながらもその一部のみを取り扱ったにすぎない。

(註) 『商人が生産を直接に支配する』ことは、『生産様式を

變革しないで、ただ直接的生産者たちの状態を悪化させるだけであり、彼等をば、直接に資本の支配下に包攝されたそれよりも劣悪な諸条件下にある單なる賃労働者およびプロレタリアに轉化させるだけであり、舊來の生産様式の基礎上で彼等の剩餘労働を取得するのである。』(『資本論』第三卷第二十章三六七頁、邦譯七〇〇—七〇一頁)

なお、この點について所謂「座繰屋」の存在に注目すべきである。「平野村誌」下卷によれば、彼等は明治四十二年ごろ、器械製糸の釜數一萬を超えるに及んだ時期から、主として退職女工に對し、その選出繭を買收して出釜經營を行い、大正年間には大いに増加し、昭和四年九月の調査によれば、經營數六九、釜數總計八九八(最多七〇、最少四、平均一六)、取子一、一〇七名であり、片倉製糸が獨占的地位を占めるに至った昭和十年以降にも依然として存続していた。彼等は組合「ツツフト」を組織して「工賃統一」「工女爭奪の禁」等々を規定する一方、原料・労働力關係から「器械製糸」と不可分に結合する。平野村(岡谷)では、子守をしながら繰糸する風が村内いたるところに見られた。また上田でも、足踏棧一千臺を作り、組合員に貸與した事實が史料書に現われている(明治二十二年)。こうした「座繰屋」は、まさしく問屋制前貸入「Verläger」の範疇であり、その殘存と發達とはまことに暗示的である。

- (1) 「平野村誌」下卷五二九—五三六頁。
 (2) 「信濃蠶業沿革史料」二五〇頁。

(昭二六・二二・二)

——終——